

資料

児童相談所の整備について

令和7年2月13日

子ども部 子ども政策課 児童相談所設置準備室

【説明事項】

1 児童相談所の複合化について

- (1) 基本的な考え方
- (2) 本市における児童虐待等への対応状況
- (3) 複合機能

2 一時保護施設の定員数及び運営手法について

- (1) 基本的事項
- (2) 定員数
- (3) 運営手法

3 児童相談所の建設候補地について

- (1) 選定の考え方
- (2) 選定指標と今後の進め方

4 今後のスケジュール

1 児童相談所の複合化について

1 (1) 基本的な考え方

基本方針に定めた事項

中央児童相談所においては、虐待や保健相談、発達障がい等の様々な相談に対し、本市関係課・施設と連携を図りながら、支援を提供していることから、以下の検討の視点を踏まえ、児童相談所の複合化について検討することとしている。

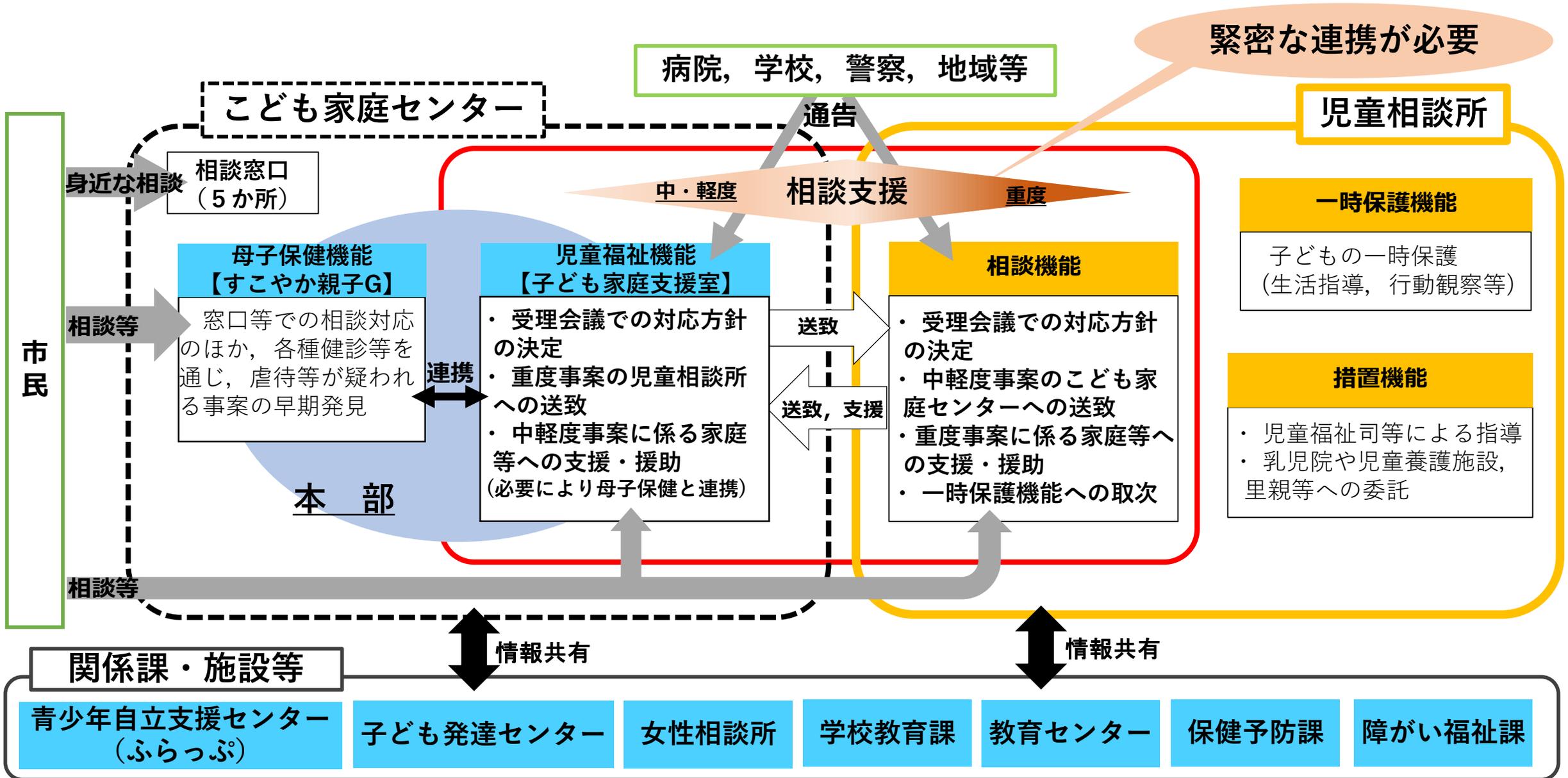
< 検討の視点 >

児童相談所と同じ場所に置くことにより、

- ✓ 児童相談所はもとより、複合化する機能についても効果を高めることができるか。 → 相乗効果の発揮
- ✓ 市民の利便性が向上するか。 → 利便性の向上

➤ 上記視点に加え、財政負担の多寡も踏まえ、複合化を検討

1(2) 本市における児童虐待等への対応状況



1 (3) 複合機能

◆ 児童相談所との複合化に係る関係課・施設ごとの検証結果

関係課・施設	児童相談所との連携状況	相乗効果の発揮	利便性の向上	財政負担
子ども支援課子ども家庭支援室、すこやか親子G (こども家庭センター(本部)) <small>母子保健と児童福祉に係る寄り添い型支援等に対応</small>	虐待事案等の取次や共有、調査への同行等 (年120件程度)	事案の程度によらず、統一的な対応方針に基づく緊密に連携した支援が可能となるなど、相乗効果が期待 <small>* 母子手帳の交付等は、利便性の観点から、本庁内での取り扱いが望ましい。</small>	一貫した相談や支援の享受が可能となり、利便性向上が期待	特になし
青少年自立支援センター (ふらっふ) <small>ひきこもりや非行、就業困難など、自立に困難を抱える15～39歳の青少年等の様々な相談に応じ、適切な支援機関への取次等に対応</small>	18歳未満のひきこもりや自立支援に関する事案等の共有 (年20件程度)	ケアラーへの支援強化が図られ、18歳以降の青少年の自立までの継続的支援が可能となるなど、相乗効果が期待	18歳以降においても継続的支援の享受が可能となり、利便性向上が期待	特になし
子ども発達センター <small>発達障がいに関する様々な相談受付から療育支援まで一貫して対応 併設する西部保育園とのノーマライゼーション推進に資する交流事業を実施</small>	発達障がいに関する事案等の共有 (年数件程度)	発達障がいの疑いのある児童等に専門的支援を受けさせるケースでは相乗効果が期待されるが、現状を踏まえるとその効果は限定的	療育支援の専門施設として、施設機能が十分発揮されているため、大幅な利便性向上は見込まれない。	療育専用施設の新設費用が必要
女性相談所 <small>離婚や家族、自身の生き方など、女性に関する様々な相談に対応</small>	面前DV等の虐待が疑われる事案等の共有 (年数件程度)	家庭内でDV被害を受ける母子が相談に訪れるケースでは相乗効果が期待されるが、現状を踏まえるとその効果は限定的	相談内容の多くが女性特有のものであるため、大幅な利便性向上は見込まれない。	特になし
その他 (保健予防課、学校教育課、教育センター、障がい福祉課等) <small>サービスに関する市民等の相談支援に対応し庁内他課と連携し施策・事業等を推進</small>	精神疾患、不登校等の事案内容に応じた共有等	事案に応じた情報共有時には相乗効果が期待されるが、現状を踏まえるとその効果は限定的	庁内関連窓口等から分離するため、利便性低下が懸念	特になし

1 (3) 複合機能

◆ 関係課・施設ごとの検証の結果，児童相談所の複合機能は以下とおり。

● 「こども家庭センター（本部）」

● 「青少年自立支援センター（ふらっふ）」

▶ 安心して子どもを産み育てることができるまちの実現に向け，特定妊婦や虐待，非行等への対応など，妊娠・出産から子育て，社会への自立まで，子ども・若者や保護者，家庭等に対する切れ目のない一貫した支援が可能な施設とする。

※ 各保健福祉拠点（5か所）に設置する「こども家庭センター相談窓口」においては，引き続き，気軽に相談できる身近な相談機関として，妊娠・出産や子育てに関する様々な相談に対応し，内容に応じて，本部や児童相談所，その他関係機関につないでいく。

※ 母子健康手帳の交付や各種健診等の母子保健事業については，利用者の利便性の観点から，引き続き，本庁やこども家庭センター相談窓口等での取扱いとする。

2 一時保護施設の定員数及び運営手法について

2(1) 基本的事項

基本方針に定めた事項

一時保護施設については、緊急時の迅速な対応や保護した子どもへの継続的な心身のケア、児童相談所との密接な連携等を可能とするため、児童相談所に併設することとし、基本計画において「定員数」や「運営手法」等を整理することとしている。

一時保護の原則

一時保護については、一時保護施設の活用が原則「子ども虐待対応の手引き」（こども家庭庁）
※ 乳児院(2歳未満の乳幼児)や医療機関(療養が必要な児童)等での保護が必要な場合に各機関への委託が可能

県一時保護施設の現状

県内 1 か所 / 定員 25 名 (男児 9 名 : 女児 10 名 : 幼児 6 名)

男児・女児・幼児のいずれかが定員に達し、弾力的な運用も難しいため、一時保護施設内での保護が困難となっていることから、必要に応じて、委託による一時保護も活用している。

2(2) 定員数

定員数算定の考え方

虐待等から保護した全ての子ども（委託での保護が必要な児童は除く）を一時保護できる十分な定員数を有した施設とするため、これまでの **1日当たりの最大保護人数※を保護できる定員数**とする。

◆ 本市児童の最大保護人数

(人/日)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
最大保護人数 [男児・女児・幼児]	18 [6・8・4]	13 [4・8・1]	13 [4・5・4]	14 [4・5・5]	19 [7・7・5]

※ 過去5年間の県の一時保護実績より、本市児童の1日当たりの最大保護人数を抽出

国の職員配置基準を加味

定員数は、20名【男児7名，女児7名，幼児6名】とする。

※ 過年度の1日当たりの平均的な保護人数に基づく市試算においては、定員超過は見込まれない。

➤ 今後、**定員超過時にも弾力的な運用が可能な施設計画**について設計等において検討

例) 定員超過時に一部諸室を居室に代用できる諸室構成

男児・女児のいずれかの定員超過時に、男女比の変動が可能な可動式間仕切の設置 など

+5名程度の確保を目指す

✓ 国の職員配置基準

学齢児	定員数	10-12	14	16-18	20
	職員数	4	5	6	7

幼児	定員数	1-2	3-4	5-6	7-8
	職員数	1	2	3	4

幼児は職員数3名に対し、6名まで担当可能

一時保護施設の特徴

一時保護施設は、24時間365日体制下により、家庭から離れた子どもの安全確保や心身の適切なケアを行うほか、援助方針の決定に係る行動観察や生活指導を行うなど、**児童相談所の要となる重要な施設**

→ 全ての自治体において主たる業務を直営により実施 (こども家庭庁調べ)

本市一時保護施設については直営とする。

- 今後、十分な支援を提供できる職員数の配置や職員の負担軽減にも配慮した人員体制(特に夜間)の構築について検討
- 併せて、調理・清掃・警備等の業務委託の活用についても検討

【国基準に定める一時保護部門に配置する主な職種】

児童指導員，保育士，心理療法担当職員，個別対応職員，嘱託医，看護師，学習指導員 等

3 児童相談所の建設候補地について

3(1) 選定の考え方

基本方針に定めた事項

児童相談所の建設地については、複数の候補地の中から以下のような様々な視点により評価を行い、総合的に最もふさわしい場所を選定することとしている。

【候補地選定の視点】

- ✓ **緊急時の迅速性** 通告等に対し，迅速な対応が可能
- ✓ **市民の利便性** 公共交通機関によるアクセス性の良さ
- ✓ **候補地の規模** 複合機能や職員数等を踏まえた必要面積を十分確保可能
- ✓ **土地の安全性** 災害時における被害リスクの低さ
- ✓ **他機関との連携** 警察等の他機関と連携を図る上でのアクセス性の良さ
- ✓ **保護した子どもへの配慮** 子どもが過ごす環境に相応しい落ち着いた雰囲気

➤ 上記に基づき，候補地の絞り込みに必要な客観的かつ具体的な選定指標を設定

3(2) 選定指標と今後の進め方

選定の視点		選定指標
緊急時の迅速性	通告等に対し，迅速な対応が可能	外環状線沿線※より内側に位置すること ※ 外環状線へのアクセス性が容易な外側500m以内
市民の利便性	公共交通機関によるアクセス性の良さ	駅・バス停等（LRT停留場予定地含む）から半径250m※以内であること ※ 公共交通（バス）の利用圏域（「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」より）
面積規模	必要面積を十分確保可能	敷地面積 2,800㎡以上を確保可能であること ※ 明石市，奈良市，尼崎市(R8開設予定)，船橋市(R8開設予定)の敷地面積を基に設定
土地の安全性	災害時における被害リスクの低さ	洪水・土砂災害・ため池・内水に係るハザードエリア外であること ※ 被害リスクの回避への対応が可能な土地は対象
他機関との連携	他機関と連携を図る上でのアクセス性の良さ	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の緊急時に対応要請を行う管轄警察署から半径4km以内※ 虐待を受けた児童等に対応可能な医療機関及び乳児院から半径4km以内※ ※ 中央児童相談所から各機関・施設までの距離
保護した子どもへの配慮	落ち着いた雰囲気	<ul style="list-style-type: none"> 高層建築物や学校等と隣接していないこと※ 今後，高層建築物の建設が見込まれる都心環状線外であること ※ 子どものプライバシー保護等への対応が可能な土地は対象

➤ 今後，選定指標に基づく候補地の絞り込みの上，候補地ごとの特徴（メリット・デメリット等）や整備スケジュール・財政負担への影響等を踏まえながら，建設予定地を選定していく。

4 今後のスケジュール

4 今後のスケジュール

令和7年 2月13日 外部有識者会議

➤ 今後の検討事項

- ✓ 建設予定地の選定
- ✓ レイアウトの作成
- ✓ 組織・人員体制の検討
- ✓ 人材の確保・育成方策の検討
- ✓ 概算事業費の算出
- など

➤ 議会等への説明

⇒ 各検討事項の整理が進んだ段階で適宜説明を実施

【建設予定地の決定時】 地元説明会の開催等

⇒ 周辺住民等に対する十分な理解促進を図っていく。

令和8年 2月 基本計画策定